

宗像市選挙人名簿の閲覧に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本（以下「選挙人名簿抄本等」という。）の閲覧に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2、第28条の3及び第30条の12の規定に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(名簿抄本の保管管理)

第2条 選挙人名簿抄本等は、その保管場所を特定しておき、みだりにその場所以外に持ち出し、又は貸し出さないものとする。

(閲覧の範囲)

第3条 選挙人名簿抄本等の閲覧は、選挙期日の公示又は告示の日から選挙の期日後5日に当たる日までの間を除き、次表の左欄の目的のために、中欄の者から閲覧の申出があった場合に、右欄の者に認めるものとする。

閲覧の目的	閲覧申出者	閲覧を認める者
(1) 特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認	選挙人	選挙人名簿抄本等の閲覧の申出をした選挙人
(2) 政治活動（選挙運動を含む。）	公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）	選挙人名簿抄本等の閲覧の申出をした公職の候補者等又は当該公職の候補者等が指定する者
	政党その他の政治団体	選挙人名簿抄本等の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役職員または構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの
(3) 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治または選挙に関する調査研究	国又は地方公共団体（以下、「国等」という。）の機関	選挙人名簿抄本等の閲覧の申出をした国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定するもの
	法人	選挙人名簿抄本等の閲覧申出をした法人の役職員又は構成員で、当該法人が指定するもの
	個人	選挙人名簿抄本等の閲覧申出をした個人又はその指定する者

(閲覧等の申出)

第4条 選挙人名簿抄本等の閲覧の申出があったときは、前条第1号に定める場合にあつては選挙人名簿閲覧申出書（登録の確認）（別記第1号様式）を、同条第2号に定める場合

にあつては選挙人名簿閲覧申出書（政治活動）（別記第2号様式）を、同条第3号に定める場合にあっては選挙人名簿閲覧申出書（調査研究）（別記第3号様式）を提出させることにより行うものとする。

- 2 前条第2号に該当する場合であつて、公職の候補者になろうとする者が閲覧を希望する場合にあつては公職の候補者になろうとする者であることを示す資料を、政党又は政治団体が閲覧を希望する場合にあつては政治資金規正法の規定による政治団体の届出書の写し及び政治活動の実績を示す資料を、それぞれ添付させるものとする。
- 3 前条第2号に該当する場合で、候補者等である申出者が閲覧者及び閲覧申出者が指定する者以外のものに閲覧事項を取り扱わせる場合は、候補者閲覧事項取扱者に関する申出書（別記第4号様式）を添付させるものとする。
- 4 前条第2号に該当する場合で、申出者以外の法人に閲覧事項を取り扱わせる場合には、承認法人に関する申出書（別記第5号様式）を添付させるものとする。
- 5 前条第3号に該当する場合で、個人である申出者が、当該申出者及び閲覧者以外のものに閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、個人閲覧事項取扱者に関する申出書（別記第6号様式）を添付させるものとする。
- 6 その他選挙管理委員会が明らかにすべき事項を確認するために、必要な資料を添付させるものとする。

（閲覧の方法）

第5条 選挙人名簿抄本等の閲覧に供する時間は選挙管理委員会の執務時間内とし、閲覧場所は選挙管理委員会の事務室又は選挙管理委員会が指定した場所とする。

- 2 閲覧者が選挙人名簿抄本等を閲覧するに当たっては、本人と確認できる書類（国又は地方公共団体が交付した写真つきの書類、または選挙管理委員会が確認のため本人に郵送した書類）を提示させるものとする。
- 3 閲覧は、原則として読み取り又は筆記による転記に限り認めるものとし、カメラ、携帯電話その他の機器による複写、撮影及び録音は認めないものとする。ただし、電子計算機への直接入力、筆記による転記に準ずる方法として認めるものとする。
- 4 前項ただし書きの場合においては、入力に使用する電子計算機は、選挙管理委員会が貸与するものとし、入力した内容を保存する媒体は、申請者の持参する光ディスクとする。
- 5 選挙管理委員会は、閲覧の内容を確認するため、筆記した内容の提示又は入力した内容の提出を求めることができる。

（閲覧の拒否）

第6条 第3条の規定にかかわらず、次の場合は選挙人名簿抄本等の閲覧を拒否することができる。

- (1) 申請書類及び添付書類に不備があるとき。
- (2) 前条第2項に規定する書類を提示しないとき。
- (3) 閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 閲覧事項を適切に管理することができないおそれがあるとき。
- (5) その他閲覧を拒むに足りる相当な理由があるとき。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、選挙人名簿抄本等の閲覧の事務に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から実施する。